

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の通勤
手当に関する規則

（平成十九年三月三十日）
規則第十九号

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(蒲郡市幸田町衛生組合職員の通勤手当に関する規則の廃止)
- 2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の通勤手当に関する規則（昭和四十一年蒲郡市幸田町衛生組合規則第二号）は、廃止する。

（趣旨）

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例（平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第十号）の規定に基づき、通勤手当に関する事項を定めるものとする。

（準用規定）

第二条 通勤手当に関する必要な事項は、蒲郡市職員の通勤手当に関する規則（昭和四十一年蒲郡市規則第二号。以下「蒲郡市規則」という。）の規定を準用する。

（読み替規定）

第三条 蒲郡市規則中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）